

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者又は障害者（以下「高齢者等」という。）が居住している、又は居住しようとする住宅の改造、増築又は改築（以下「改造等」という。）に係る経費（以下「住宅改造費」という。）を助成することにより、高齢者等に配慮した住宅改造を促進し、快適な居住環境をつくり、もって高齢者等の福祉の増進に資するとともに、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりを実現することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 高齢者等が現に住居の用に供している市内の既存の建築物をいう。
- (2) 改造 住宅の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊の防止等を目的とする、構造耐力上の面からみて主要な部分で、筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱などをいう。以下同じ。）の変更を伴わない新たな部品の取付け、設備の更新、模様替えなどをいう。
- (3) 増築 住宅の延べ面積を増加させることをいう。
- (4) 改築 住宅の構造耐力上主要な部分の一部を除去し、間取りの変更を行うこと又は構造耐力上主要な部分以外の部分の一部を除去し、若しくは新設し、大規模な間取りの変更等を行うことをいう。

(助成の対象)

第3条 住宅改造費の助成の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する次のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）が属する世帯で、別表第1に定める世帯階層区分に該当し、住宅の改造等を必要とするもの
 - ア 60歳以上の者
 - イ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護又は要支援の認定を受けた65歳以上の者
 - ウ 介護保険法の規定により要介護又は要支援の認定を受けた40歳以上65歳未満の者
 - エ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた65歳未満の者
 - オ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第2項第2号の規定により知的障害者更生相談所で判定を受けて、療育手帳の交付を受けた65歳未満の者
 - カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条の規定による児童相談所で知的障害児の判定を受けて、療育手帳の交付を受けた者

キ その他市長が特に必要があると認める者

(2) 兵庫あんしん賃貸支援事業実施要領第2条第3号に定めるあんしん賃貸住宅であって、高齢者世帯又は障害者世帯を受け入れることとしている住宅（以下「登録住宅」という。）の所有者（以下「対象所有者」という。）

(3) 平成14年9月30日以前に建築された一棟につき21戸以上の分譲の共同住宅（平成5年10月1日以後に建築された共同住宅で51戸以上のものを除く。）の管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体をいう。以下同じ。）

2 介護保険制度の居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付を受けた世帯、姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱（平成18年9月29日制定）に基づく住宅改修費の給付を受けた世帯又はこの要綱に基づき住宅改造費の助成を受けた世帯は、当該給付又は助成に係る住宅については、再度、この要綱に基づく住宅改造費の助成を受けることはできない。また、当該住宅について、他の助成事業と重ねてこの要綱に基づく住宅改造費の助成を受けることはできない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、再度この要綱に基づく住宅改造費の助成をすることができる。

(1) 当該世帯に属する対象者の身体機能の低下等によりその状況に合わせた改造等が特に必要と認められる場合

(2) 当該世帯において新たな対象者が生じ、その状況に合わせた改造等が特に必要と認められる場合

(3) 対象者について著しく要介護状態等が重くなり、改めて介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の受給が可能になった場合

3 この要綱に基づき住宅改造費の助成を受けた対象所有者は、当該助成の対象となった住宅について、再度この要綱に基づく住宅改造費の助成を受けることはできない。

4 この要綱に基づき住宅改造費の助成を受けた管理組合は、当該助成の対象となった共同住宅の同一の棟について、再度、この要綱に基づく住宅改造費の助成を受けることはできない。また、当該同一の棟について、他の助成事業と重ねてこの要綱に基づく住宅改造費の助成を受けることはできない。

（対象経費）

第4条 前条第1項第1号に掲げる世帯（以下「対象世帯」という。）、同項第2号に掲げる対象所有者又は同項第3号に掲げる管理組合（以下「対象管理組合」という。）に対して助成する経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 住宅改造・特別型（前条第1項第1号イからキまでに掲げる者が属する対象世帯が、

別表第1に定める住宅改造・特別型の世帯階層区分に該当し、住宅改造相談員が現地確認のうえ、住宅改造の必要性、緊急性等を評価し、その者の身体状況に応じて行う住宅の改造をいう。以下同じ。) 次の各号に掲げる工事に要する経費(対象者用居室等の増改築を伴う住宅改造を行う場合(以下「増改築・特別型」という。)にあつては、これらの経費に、当該増改築工事に要する経費で15万円に増改築面積(m²)を乗じて得た額を超えない額を加えたもの)

ア 介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の対象となる工事

イ 姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱に基づく住宅改修費の給付対象となる工事

ウ 別表第2に定める助成対象工事のうち市長が必要と認める工事

エ 対象者が当該住宅で生活する上で市長が特に必要と認める工事

(2) 住宅改造・一般型(対象世帯(住宅改造・特別型の対象となる世帯は除く。)が行う次のア及びイに掲げる要件を備えた住宅の改造をいう。以下同じ。) 別表第2に定める助成対象工事に要する経費で、改造箇所ごとの助成対象限度額を超えない額(次のアからウまでに掲げる要件を備えた改造及び増改築工事を行う場合(以下「増改築・一般型」という。)にあつては、これらの額に別表第3に定める助成対象工事に要する経費で改造箇所ごとの助成対象限度額を超えない額を加えたもの)

ア 別表第2に定める改造箇所のうち3箇所以上の工事を行うこと。

イ アの改造箇所において原則として別表第2の当該改造箇所に定める必須工事を取り入れた工事を行うこと。

ウ 対象者用居室等の増改築を行う場合で、浴室(洗面所を含む。)、便所、高齢者等のための寝室及びそれらを結ぶ経路について、別表第2に定める助成対象工事のうち必須工事の全てを備えた高齢者等に配慮した改造を行うこと。

(3) 住宅改造・一般型において、対象所有者が登録住宅の専用部分を高齢者等に配慮した住宅に改造する場合で、次に掲げる条件を満たした改造工事を行う場合、助成の対象となる経費は、別表第2に定める助成対象工事に要する経費で、改造箇所ごとの助成対象限度額を超えない額

ア 別表第2に定める改造箇所のうち3箇所以上の工事を行うこと。

イ アの改造箇所には、別表第2に定める必須工事を取り入れた工事を行うこと。

(4) 共同住宅(分譲)共用型(対象管理組合が行う次に掲げる要件を備えた共同住宅の共用部分の改造をいう。) 別表第4に掲げる助成対象工事に要する経費で、助成対象限度額を超えない額

ア 別表第4に掲げる改造箇所において必須工事を取り入れた改造工事を行うこと。

イ 別表第4に掲げる助成対象工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづく

り条例施行規則（平成5年兵庫県規則第15号）別表第3の基準によること。

- 2 前項の場合において、介護保険制度、姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱に基づく住宅改修費の給付を受けることが可能な者は、当該制度を優先して利用しなければならない。
- 3 第1項第1号アからエまでに掲げる工事の経費は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。
 - (1) 前条第1項第1号イ又はウに該当する者が属する世帯においては、介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費を含む額であること。
 - (2) 前条第1項第1号エに該当する者が属し、姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱に基づく住宅改修費の給付対象となる世帯においては、当該事業の住宅改修費を含む額であること。
 - (3) 別表第5に定める改造箇所ごとに当該箇所の助成対象限度額を超えないこと。
 - (4) 別表第6工事名称・項目の欄に掲げる工事については同表標準単価の欄に定める額を著しく超えないこととし、同表に定めのない工事については最低限必要な範囲にとどめ、著しく高額でないこと。
- 4 第1項の規定（同項第4号の規定を除く。）は、共同住宅については原則として専用部分の住宅の改造に限り適用し、賃貸住宅については当該住宅の所有者の承認を得ている場合に限り承認する。

（同居促進の特例）

第5条 市長は、対象者と同居しようとする市内に住所を有する世帯が、対象者と同居するために住宅改造を伴う対象者用居室等の増築又は改築を行う場合は、前条の対象経費を助成することができる。ただし、対象者と同居しようとする世帯と当該対象者の属する世帯を一の世帯とみなした場合において、別表第1に定める世帯階層区分に該当するときに限る。

（助成額）

第6条 第4条第1項第1号に掲げる区分に該当する場合の助成額は、1世帯につき、同号の規定による対象経費の額から次に掲げる額を控除した額と80万円とを比較して少ないほうの額に別表第1に定める世帯階層区分に応じた助成率を乗じて得た額とする。

- (1) 第3条第1項第1号イ又はウに該当する者が属する世帯においては、介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額又は介護予防住宅改修費限度額
 - (2) 第3条第1項第1号エに該当する者が属し、姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱に基づく住宅改修費の給付対象となる世帯においては、当該住宅改修費給付基準額
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号エからキまでに該当する者で、前項第

2号の対象とならない者を含む世帯で、別表第1に定める助成率が3/3の世帯階層区分に属する世帯にあつては、対象経費の1割と介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額相当額又は介護予防住宅改修費限度額相当額の1割のいずれか少ない額を控除した額を助成するものとする。

3 第4条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合の助成額は、1世帯につき、同号の規定による対象経費の額（第1号各号に掲げる制度利用者にあつては、当該額を控除した額とする。）と100万円とを比較して少ない方の額に別表第1に定める世帯階層区分に応じた助成率を乗じて得た額とする。

4 第4条第1号又は第2号に規定する増改築・特別型又は増改築・一般型を行う場合にあつては、1世帯につき、前3項の額に、第4条の規定により算出した当該増改築工事に係る対象経費の額と150万円とを比較して低い方の額に3分の1を乗じて得た額を加えた額とする。

5 第4条第1項第3号に掲げる区分に該当する場合の助成額は、一戸につき、同号の規定する対象経費の額と100万円とを比較して少ない方の額に、1/3を乗じて得た額とする。

6 第4条第1項第4号に掲げる区分に該当する場合の助成額は、共同住宅1棟につき、同号の規定による対象経費の額と100万円とを比較して少ない方の額に、1/3を乗じて得た額とする。

7 前各項の場合において、千円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

（申請者）

第7条 住宅改造費の助成を申請することができる者は、第4条第1項第1号及び第2号までに規定する経費に係る助成については、対象世帯の構成員又は第5条に規定する世帯の構成員のうち、原則として助成の対象となる高齢者等とし、第4条第1項第3号に規定する経費に係る助成については、対象所有者とし、第4条第1項第4号に規定する経費に係る助成については、対象管理組合の代表者とする。

（申請手続）

第7条の2 第3条第1項第2号及び第4号に掲げる一般型の住宅改造費の助成を受けようとする者（以下「一般型申請者」という。）及び同項第4号に掲げる共同住宅（分譲）共用型の住宅改造費の助成を受けようとする者（以下「共用型申請者」という。）は、住宅改造費助成申請書（様式第1号又は様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けた場合は、高齢者等の身体状況、改造等の内容等を調査した後、改造等の対象箇所を認定し、住宅改造費助成工事内容通知書（様式第2号

又は様式第2号の2)により申請者に通知するものとする。

3 一般型申請者及び共用型申請者は、前項の住宅改造費助成工事内容通知書により通知された対象改造箇所の工事について、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 工事費見積書(様式第3号)

(2) 改造しようとする住宅が借家又は公営住宅等対象世帯の構成員以外の者が所有する住宅の場合にあつては、工事承諾書(様式第4号)

(3) 10平方メートル以上の増築又は改築を行う場合にあつては、建築確認申請書の写し

第7条の3 第4条第1項第1号に掲げる特別型の住宅改造費の助成を受けようとする者(以下「特別型申請者」という。)は、住宅改造費助成申請書(様式第1号の3)及び次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅現況図及び住宅改造計画図

(2) 工事費見積書(様式第3号)

(3) 改造しようとする住宅が借家又は公営住宅等対象世帯の構成員以外の者が所有する住宅の場合にあつては、工事承諾書(様式第4号)

(4) 10平方メートル以上の増築又は改築を行う場合にあつては、建築確認申請書の写し

2 前項第1号に掲げる住宅改造計画図面の作成に当たって、改造の内容についての助言を希望する特別型申請者は、市長に、住宅改造相談員の派遣を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に基づいて市長に住宅改造相談員の派遣を求めた特別型申請者は、第1項第1号及び第2号に掲げる書類を住宅改造相談員の助言の後に提出することができる。

(決定)

第8条 市長は、第7条の2第3項に掲げる工事費見積書等の書類を受け付けたときは、当該内容を審査し、助成の可否を決定し、住宅改造費助成決定(可・否)通知書(様式第5号又は様式第5号の2。以下「助成決定書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、高齢者等の身体状況、改造等の内容等を確認した後、助成の可否を決定し、住宅改造費助成工事内容通知書(様式第2号)及び助成決定書により、当該申請者に通知するものとする。

(完了届)

第9条 前条の規定による住宅改造費の助成の決定を受けた者(以下「助成の決定を受けた者」という。)は、当該住宅の対象改造箇所の工事に着手し、その完了後速やかに住宅

改造工事完了届（様式第6号又は様式第6号の2）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該工事は、前条の規定による助成の決定の日の属する年度の3月10日までに完了しなければならない。

- (1) 工事請負契約書
- (2) 工事費請求書（施行業者の作成したもの）

2 市長は、前項の届出があったときは、当該届出の内容を審査し、工事の完了を確認するものとする。

（変更決定）

第10条 市長は、前条第2項の工事完了確認の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定内容を変更し、住宅改造費助成決定（変更・取消）通知書（様式第8号。以下「変更・取消通知書」という。）により助成の決定を受けた者に通知するものとする。

- (1) 助成の決定を受けた者が決定を受けた対象改造箇所の工事の一部を実施しないとき。ただし、住宅改造・一般型に該当して助成の決定を受けたものが行った工事について、工事が実施された改造箇所が3箇所に満たないときを除く。
- (2) 対象改造箇所の工事に要した実支出額を基に第6条の規定により算出した額が改造費助成決定額に満たないとき。

（助成金の請求及び交付）

第11条 助成の決定を受けた者は、第9条第2項の規定による工事完了確認後、住宅改造費助成金請求書（様式第7号又は様式第7号の2）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 助成決定書の写し
- (2) 前条の規定により助成決定内容の変更の通知を受けたときは、変更・取消通知書の写し

（助成決定の取消し）

第12条 市長は、助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、住宅改造費の助成を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な行為により助成決定を受けたとき。
- (2) 決定を受けた対象改造箇所の工事の全部を実施しないとき。
- (3) 第10条第1号ただし書きに規定する場合に該当するとき。

2 市長は、前項に規定により助成決定の取消しを決定したときは、変更・取消通知書により助成の決定を受けた者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、速やかに住宅改造費助成金返還命令書（様式第9号）により、

期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱（平成6年5月2日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱の規定に基づいてなされた助成その他の行為については、なお従前の例による。
- 4 第3条第2項の規定の適用については、旧要綱の規定に基づいてなされた助成はこの要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 5 この要綱の施行の際現に旧要綱第5条第3項の規定によってした通知は、当該通知に係る申請者から第7条第2項の規定に基づき住宅改造費助成申請書が提出されたときは、同条第3項の規定によってしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第3条、第4条及び第6条の規定は、平成12年4月1日以後に助成の申請があったものについて適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年1月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年6月2日から施行する。
- 2 この要綱による姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第6条及び別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に助成の申請があった者に係る助成額について適用し、同日前に申請があった者に係る助成額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第6条、別表第3及び別表第4の規定は、平成16年7月1日以後に助成の申請があった者に係る助成額について適用し、同日前に申請があった者に係る助成額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第3条、第4条及び第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月4日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱の規定は、平成24年4月1日以後に申請のあった助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する

別表第1（第3条、第5条及び第6条関係）

		世帯階層区分	助成率
住宅改造 ・一般型	A	・生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が、8,000,000円以下の世帯 ・生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が、6,000,000円以下の世帯	1 / 3
	B	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）	3 / 3
住宅改造 ・特別型	C	生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	9 / 10
	D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9 / 10
	E	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2 / 3
	F	生計中心者が前年度分所得税課税で当該所得税額が7万円以下の世帯。ただし、住宅改造・一般型の項で定める給与収入金額又は所得金額の額を超える場合を除く。	1 / 2
	G	生計中心者が前年度分所得税課税で当該所得税額が7万円を超える世帯。ただし、住宅改造・一般型の項で定める給与収入金額又は所得金額の額を超える場合を除く。	1 / 3

（注1）給与収入金額とは、住民税納税通知書などの支払給与の総額（税込み年収）をいい、所得金額とは、納税証明書などの所得金額をいう。ただし、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得、山林所得の所得金額を含まないものとする。

（注2）所得税の額とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1)所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2)租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

(3)租税特別措置法の一部を改正する法律（平成6年法律第22号）附則第10条

（注3）申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあつては、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とし、申請書が4月から6月に受理された場合にあつては、「当該年度

分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。

(注4) 生計中心者とは、原則として、所得税非課税世帯においては当該年度の市民税額が最も高い者をいい、所得税課税世帯においては前年の収入が最も高い者をいう。

別表第2（第4条関係）

助成対象工事

改造箇所	助 成 対 象 工 事	種 別		標準単価	助成対象 限度額
		必 須	選 択		
浴室 洗面所	浴室出入り口の段差解消(1)浴室床面のかさ上げ	○		52,000 円	400,000 円
	(2)すのこの設置			23,000	
	開口幅確保のための間仕切り壁の改造		○	88,000	
	中折り戸・引き戸への取り替え		○	90,000	
	手すりの取り付け		○	45,000	
	浴室へのシャワーの取り付け		○	250,000	
	サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取り替え		○	40,000	
	浴槽の取り替え		○	88,000	
	浴室への介助用電動吊具の取り付け（移動式を除く）		○	—	
	カウンター型洗面台への取り替え		○	152,000	
	ドアガラスのプラスチックガラス等への取り替え		○	24,000 (/㎡)	
	非常用ブザーの取り付け		○	38,000	
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え		○	3,000	
	段差解消のための洗面所の床の張り替え		○	15,000 (/㎡)	
段差解消のための洗面所の開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え	○	30,000			
便 所	開口幅確保のための間仕切り壁の改造		○	75,000 円	300,000 円
	段差解消のための床の張り替え		○	15,000 (/㎡)	
	引き戸への取り替え		○	60,000	
	段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え		○	30,000	
	手すりの取り付け	○		34,000	
	レバーハンドル錠等への取り替え		○	11,000	
	和便器の洋便器への取り替え	○		186,000	
	人感センサー機能付便座洗浄装置の取り付け		○	50,000	
	暖房便座用電源コンセントの設置		○	55,000	
	非常用ブザーの取り付け		○	39,000	

	人感センサー照明スイッチへの取り替え		○	15,000	
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え		○	3,000	
	手洗いの人感センサー機能付水栓への取り替え		○	50,000	
玄関	開口幅確保のための間仕切り壁の改造		○	150,000 円	200,000 円
	上がりかまちの段差解消のための式台の設置		○	20,000	
	上がりかまちの足下灯の設置		○	44,000	
	玄関から道路までの通路の段差解消（スロープ化または階段昇降機の取り付け）		○	—	
	玄関から道路までの通路への足下灯の設置		○	55,000	
	手すりの取り付け（玄関から道路までの通路への手すりを含む）	○	○	23,000	
	レバーハンドル錠等への取り替え		○	12,000	
	濡れても滑らない材料への取り替え		○	14,000	
	開き戸式の場合のドアクローザーの設置		○	15,000	
	人感センサー照明スイッチへの取り替え		○	15,000	
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え		○	3,000	
廊下	階段部への滑り止めの取り付け	○		21,000 円	100,000 円
階段	階段の蹴込み板の取り付け		○	50,000	
	階段昇降機の取り付け（1階に高齢者等の居室を作れないときなどやむを得ない場合に限る）		○	—	
	足元灯の設置		○	44,000	
	三路スイッチの取り付け		○	22,000	
	人感センサー照明スイッチへの取り替え		○	15,000	
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え		○	3,000	
	手すりの取り付け	○		15,000 (/m)	
	段差解消のための廊下の床の張り替え		○	15,000 (/㎡)	
居室	出入口の段差解消	○		35,000	100,000 円
	段差解消のための床の張り替え		○	15,000 (/㎡)	
	段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え		○	30,000	
	開き戸から引き戸又は折りたたみ戸への改造		○	65,000	
	開口幅確保のための間仕切り壁の改造		○	56,000	
	畳からフローリングへの床の張替え		○	14,000 (㎡)	
	冷暖房用スリーブの設置		○	11,000	

	冷暖房機用電源コンセントの設置		○	55,000	
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え		○	3,000	
台 所	段差解消のための床の張り替え		○	15,000(/m ²) 円	100,000 円
	段差解消のための開き戸(レバーハンドル等が設置されているものに限る)、引き戸の取り替え		○	30,000	
	流し台の改造		○	150,000	
	レバー式水栓等への取り替え(混合式も可)	○		35,000	
	レバーハンドル錠等への取り替え		○	11,000	
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え		○	3,000	

(注) 上記部位のうち3か所以上の改造工事を行う場合に適用する。

助成対象限度額は、1,000,000円を限度とし、各部位についても上記の助成対象限度額の範囲内とする。

標準価格は、RC集合住宅における改造工事費用の概算額による。

別表第3（第4条関係）

増改築に係る助成対象工事

改造箇所	助成対象工事	助成対象限度額	
玄関	高齢者等のために行う対象部位 の増改築にかかる工事	150,000 円/m ² ×増改築部分面積	1,500,000 円
寝室	高齢者等のために行う対象部位 の増改築にかかる工事		
浴室	高齢者等のために行う対象部位 の増改築にかかる工事		
便所	高齢者等のために行う対象部位 の増改築にかかる工事		
高齢者等のために行う寝室などへの ミニキッチンに取り付けに係る工事		300,000 円	

（注）上記部位のうち3か所以上の改造工事を行う場合に適用する。

助成対象限度額は、1,000,000 円を限度とし、各部位についても上記の助成対象限度額の範囲内とする。

標準価格は、RC集合住宅における改造工事費用の概算額による。

別表第4（第4条関係）

分譲共同住宅の共用部分の改造に係る助成対象工事

改造箇所	助 成 対 象 工 事	種 別		助成対象限度額
		必 須	選 択	
外部出入口等	傾斜路又はそれに類するものの設置 傾斜路を設置した場合の手すりの設置 開口幅の確保のための壁の改造 引き戸等への取り替え その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○ ○ ○	○	1,000,000 円
床 面	ノンスリップ化	○		
廊 下 等	傾斜路又はそれに類するものの設置 傾斜路を設置した場合の手すりの設置 その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○	○	
階 段	手すりの設置 蹴込板及び滑り止めの設置 その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○	○	

（注）上記工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準によるものとする。

別表第5（第4条関係）

住宅改造・特別型に係る助成限度額

（単位：千円）

改造箇所	助成限度額
浴室・洗面所	450
便 所	240
玄 関	180
廊下・階段	160
居 室	190
台 所	160

別表第6 (第4条関係)

1 工事費標準単価表【各箇所共通工事】

標準単価は消費

税別

工事名称・項目	仕 様	標準単価(円)	単位	
木製手すり (丸棒)	手すり L=4000 mm ¥11,800	300	100 mm	
	ブラケット・エンド	標準	1,400	1 個
		縦手すり用直付	800	1 個
		出隅用	1,300	1 個
		L型手すり用	1,600	1 個
		オフセット型	1,600	1 個
		エンドブラケット	1,200	1 個
		エンドホルダー	1,800	1 個
		エンドベース	1,000	1 個
		エンドキャップ	450	1 個
	ジョイント	直線用	800	1 個
		L型コーナー	800	1 個
		T型手すり用	1,000	1 個
		角度自在型	2,800	1 個
	木製手すり (平形)	手すり L=4000 mm ¥15,000	400	100 mm
		直線用	ブラケット	1,400
エンドホルダー			2,100	1 個
L字コーナー用		ジョイントブラケット	1,400	1 個
		入隅用コーナー材	5,000	1 個
		出隅用コーナー材	4,500	1 個
L型手すり用ホルダー		3,500	1 個	
T型手すり用ジョイント	1,100	1 個		
手すり下地	下地材 110 mm幅 L=4000 ¥15,000	400	100 mm	
手すり (遮断機型)	遮断機型 L=700	17,500	1 セット	
建具入替・改修	木製開戸	34,300	1 セット	
	木製折戸	44,300	1 セット	
	木製片引戸	Vレール仕様	64,100	1 セット
		吊り戸仕様	84,100	1 セット
		アウトセット吊り戸	59,900	1 セット

		建具のみ	25,000	1 枚
	木製三枚引戸		169,500	1 セット
	木製スライディング戸	有効開口 700 mm	87,000	1 セット
		有効開口 758 mm	102,200	1 セット
	アコーディオン式建具 有効開口 1,000 mm		31,800	1 セット
	建具引き手・錠	彫り込み引き手	2,000	1 セット
		大型バー引き手	5,200	1 セット
		ラッチ+ケース	3,600	1 セット

建具改修	建具レバーハンドル	錠あり 玄関用	6,000	1 個
		錠あり 便所用	4,200	1 個
		錠なし	2,900	1 個
	建具ガラス入替	アクリル板 1.0 mm	5,500	1 枚
		アクリル板 1.5 mm	8,200	1 枚
		アクリル板 2.0 mm	8,000	1 枚
		建具レール L=1820 mm		1,300
	戸車交換 2 個 1 セット		1,400	1 セット
建具反転取付	丁番 2 個 1 組		3,000	1 セット
敷居用 段差解消スロープ	段差 18 mm~22 mm		2,500	1 本
	段差 23 mm~27 mm		3,000	1 本
	段差 28 mm~32 mm		3,500	1 本
	段差 38 mm~42 mm		4,500	1 本
床材変更・ 床段差解消	車イス耐性木製フロア材 1 ケース¥22,300(3.3 m ²)		6,800	1 m ²
	普通木製フロア材 1 ケース¥15,500(3.3 m ²)		5,000	1 m ²
	クッションフロア		2,500	1 m ²
敷居撤去	新設敷居 L=800		5,000	1 本
	開戸装着木材 L=800		5,000	1 本
壁タイル補修	内装壁タイル 150 mm角		5,000	1 m ²

2 工事費標準単価表【浴室・洗面所部分工事】

標準単価は消費

税別

工事名称・項目	仕 様	標準単価(円)	単位	
浴槽入れ替え	1100 サイズ以下	66,500	1 セット	
	1200 サイズ	83,800	1 セット	
	1300 サイズ以上	105,000	1 セット	
	集合住宅用	浴槽 1200 サイズ	75,000	1 セット
		壁貫通型給湯器	134,000	1 セット
		専用水栓金具	27,500	1 セット
床材変更・ 床段差解消	浴室床用防滑タイル 150 mm角		8,300	1 m ²
	排水ユニット	144 mm×144 mm	12,100	1 セット
		444 mm×144 mm	18,000	1 セット
	グレーチング	744 mm×144 mm	23,000	1 セット
		796 mm×144 mm	29,000	1 セット
		1400 mm×230 mm	51,000	1 セット
	グレーチング+排水溝	開口 1200 mm用	52,000	1 セット
		開口 1600 mm用	64,000	1 セット
	樹脂被覆手すり	I 型 500 mm	7,700	1 セット
		I 型 600 mm	8,100	1 セット
I 型 700 mm		8,400	1 セット	
I 型 800 mm		8,800	1 セット	
I 型 1200 mm		13,600	1 セット	
樹脂被覆手すり	L 型 400 mm×600 mm	13,600	1 セット	
	L 型 600 mm×600 mm	14,400	1 セット	
	L 型 600 mm×800 mm	15,300	1 セット	
	オフセット I 型 400 mm	8,800	1 セット	
	オフセット I 型 600 mm	9,400	1 セット	
樹脂被覆手すり (後付け用)	I 型 500 mm	15,000	1 セット	
	I 型 600 mm	15,600	1 セット	
	I 型 800 mm	16,700	1 セット	
	I 型 1200 mm	25,400	1 セット	
	L 型 400 mm×600 mm	25,400	1 セット	
	L 型 600 mm×600 mm	26,600	1 セット	

	L型 600 mm×800 mm	27,800	1 セット	
建具入替	折戸	38,500	1 セット	
	片引戸	60,500	1 セット	
	三枚引戸	建具幅 1200 mm	69,000	1 セット
		建具幅 1600 mm	77,000	1 セット
サーモスタット 水栓に変更	シャワーあり	29,400	1 セット	
	シャワーなし	26,200	1 セット	
給湯器設置	屋外設置型ガス給湯器 (20号) 浴室リモコン付	120,800	1 セット	
洗面台設置		14,900	1 台	
レバー水栓	レバー装着のみ	8,400	1 個	

3 工事費標準単価表【便所部分工事】

標準単価は消費

税別

工事名称・項目	仕 様			標準単価(円)	単位
	便器仕様	手洗機能	洗浄機能		
洋式便器への 入れ替え	洋式水洗便器 (標準)	あり	あり	125,400	1 セット
			なし	60,600	1 セット
		なし	あり	121,800	1 セット
			なし	57,000	1 セット
	洋式水洗便器 (コンパクト・リモデル)	あり	あり	148,000	1 セット
			なし	85,200	1 セット
		なし	あり	143,000	1 セット
			なし	80,200	1 セット
	洋式水洗便器 (45° コーナー型)	あり	あり	176,500	1 セット
			なし	98,700	1 セット
		なし	あり	171,500	1 セット
			なし	93,700	1 セット
	簡易水洗便器	あり	あり	177,700	1 セット
			なし	114,900	1 セット
なし		あり	172,700	1 セット	
		なし	109,900	1 セット	
後付け洗浄便座			74,000	1 セット	

床材変更	クッションフロア価格	2,500	1 m ²
手すり (肘置き型)	洋式便器用 背もたれなし	37,000	1 セット
	和式便器用 背もたれなし	31,000	1 セット
手すり (棚型)	木製棚手すり L=590	8,500	1 本
手洗器設置	隅付き型	27,300	1 セット
	壁埋め込み型	29,700	1 セット
レバー水栓	手洗器レバー装着	8,000	1 個

4 工事費標準単価表【玄関部分、階段部分、台所部分工事】

標準単価は消費

税別

工事名称・項目	仕 様		標準単価(円)	単位
段割り踏台	1 段		12,000	1 セット
	2 段		20,000	1 セット
	3 段		25,000	1 セット
上がり框用手すり			19,000	1 セット
玄関外部手すり (組立式)	手すり ステンレス棒	直線用 L=4000 mm	18,000	1 本
		片端エンド型 L=1000 mm	5,500	1 本
		片端エンド型 L=2000 mm	10,000	1 本
		両端エンド型 L=800 mm	5,600	1 本
		両端エンド型 L=1000 mm	6,500	1 本
		両端エンド型 L=1200 mm	7,400	1 本
	支柱 H650~900 調節可能型		15,000	1 本
	壁付けブラケット		6,000	1 個
	自在型ジョイント		6,000	1 個
	直線用ジョイント		5,000	1 個
	エンドキャップ		3,000	1 個
玄関外部手すり (セット)	段差なし用 支柱 2 本		37,900	1 セット
	段差あり用 支柱 2 本		40,000	1 セット
	段差あり用 支柱 3 本		67,300	1 セット
屋外の床材変更	防滑タイル 300 mm角		7,700	1 m ²
階段・滑り止め	1 セット 1 4 本		5,300	1 セット
台所・レバー水栓	レバー装着のみ		8,000	1 セット

	台所用シングルレバー	19,000	1 セット
--	------------	--------	-------

5 工事費標準単価表【人件費】

標準単価は消費

税別

		標準単価(円)	単位	
大工	1日8時間労働	統計平均値 ¥17,970/日	2,500	1時間
電気工		統計平均値 ¥24,100/日	3,300	1時間
配管工		統計平均値 ¥19,520/日	2,700	1時間

使用する道具の減価償却、自己負担釘金物代、交通費等諸経費として 2,000 円を統計平均値に加算して算出

